

「ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する意見

郵政民営化委員会ご説明資料

2025年5月26日



一般社団法人

全国銀行協会

総論：ゆうちょ銀行による新規業務への参入について（当協会の前提認識および意見）

【前提認識】

- 間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行に適用されている新規業務規制（日本郵政による株式の2分の1処分前は「認可制」、2分の1処分後は「届出制」）等の上乗せ規制については、郵政民営化法および改正郵政民営化法の附帯決議の趣旨に鑑みれば、完全民営化に向けた移行期間中の取扱いと解される。

上記認識のもとで、以下の点を求める。

■ ゆうちょ銀行の新規業務に関する意見

新規業務参入に当たっての前提

完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要。

個別業務ごとの新規参入の是非

利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点を踏まえ、その可否を判断する必要。

■ 郵政民営化法および附帯決議（一部抜粋）

郵政民営化法 第2章 基本方針 第7条（新会社の株式）

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

改正郵政民営化法 附帯決議（参議院2012年4月26日）

二、金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。

1. 日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の処分について

- 日本郵政がゆうちょ銀行株式の2分の1以上を処分することは、完全民営化に向けた取組みの一環と認識。
- しかしながら、依然として全株式処分に向けた道筋は示されておらず、附帯決議にもとづく説明責任は果たされていないことから、早期にその道筋が示され、実現に向けた取組みが着実に進むことを強く期待。

日本郵政グループ | JPビジョン2025+ (2024年5月)

金融2社(ゆうちょ銀行、かんぽ生命)株式処分

- **金融2社株式を2025年度までに保有割合50%以下とする目標**は変えず、引き続き、ゆうちょ銀行株式の処分を目指します。
- **保有割合50%以下となった後も、金融2社株式処分について検討を進めてまいります(※)。**

(※)以下の要素を勘案しながら、検討を進める。

- ・金融2社の経営状況
- ・ユニバーサルサービスへの影響
- ・グループの一体性確保
- ・日本郵政の資金需要
- ・連結業績への影響
- ・市場の動向

日本郵政 | ゆうちょ銀行株式の処分方針(2025年3月)

- ゆうちょ銀行株式を売却し、自己株式取得等の手続きを経ることで、**議決権保有割合を49.9%(見込み)とする予定**である旨を説明。

郵政民営化委員会 | 郵政民営化に関するQ & A

Q4 : 郵政民営化って、いつ完了するの？

郵政民営化の移行期間中、金融2社は、郵政民営化法による上乗せ規制の適用を受けますが、次のいずれかの要件を満たした日に上乗せ規制の適用がなくなります。

- ・ 日本郵政株式会社が保有する株式会社ゆうちょ銀行の株式の**全部を処分**
- ・ 日本郵政株式会社が保有する株式会社ゆうちょ銀行の株式の**2分の1以上を処分**した上で、株式会社ゆうちょ銀行と民間事業者との間の**適正な競争関係や利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと内閣総理大臣と総務大臣が決定**

上乗せ規制の適用がなくなった日以降で、最初に訪れる3月31日までが移行期間となっています。移行期間が終了すると**上乗せ規制の適用がなくなり、郵政民営化が完了することになります。**

2. 届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案への意見

- 郵政民営化委員会における届出制の運用に当たっては、郵政民営化法の趣旨を厳格に遵守すべき。
- 郵政民営化委員会においては、当協会の以下の意見（要望事項）を十分に勘案し、高い透明性と公平性を備えた実効的な運用方針を策定・実行することを切に望む。

■ ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案（4/25）に対する当協会の具体的な要望

調査審議の方針案

- ① ゆうちょ銀行からの届出およびその添付書類をもとに調査審議を行うことを基本とする。
- ② ゆうちょ銀行から説明を聴取する場合は書面を基本とする。
- ③ 外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する。ただし、これまでの認可制において実施してきた意見募集（パブリックコメント）は行わない。
- ④ 原則として行政当局からのヒアリングは行わない。
- ⑤ 必要があると認めるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表する。

■ 郵政民営化法および附帯決議（一部抜粋）

郵政民営化法 第8章 郵便貯金銀行 第110条の2（業務の制限）

2 郵便貯金銀行は、（中略）他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

当協会からの要望事項

1. 調査審議の透明性の確保

「調査審議」の実施要否について、運用の透明性や公平性を確保するため、その判断理由等を個別案件ごとに公表すべき。

2. 意見聴取の機会確保

「外部からの意見聴取」については、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を確保すべき。

3. 継続的なモニタリングの実施

郵政民営化委員会は、業務開始後においても改正郵政民営化法がゆうちょ銀行に求める配慮義務の遵守状況を継続的にモニタリングし、他の金融機関等からの要請があった場合を含め、「意見書の作成・公表」等を行うべき。

改正郵政民営化法 附帯決議（参議院2012年4月26日）

四、（前略）郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。



一般社団法人
全国銀行協会